

令和2年7月8日

協会長 各位

(一社) 全国警備業協会  
専務理事 福島 克臣

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業について (参考通知)

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素当協会運営につきまして格別のご高配を賜り御礼申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、別添1及び2のとおり厚労省ホームページにおいて公表されておりますので、ご参考までにお知らせいたします。

本事業は、都道府県から新型コロナウイルス感染症の患者受け入れなどの役割を設定され、実際に新型コロナウイルス感染症の患者の診療にあたった医療機関に従事している場合は、一人当たり20万円となり(ただし、10日以上勤務が条件となります)、役割を設定されたが、実際の診療は行っていない医療機関に従事している場合は10万円になり、その他の病院や診療所、訪問介護ステーション、助産所などに従事している場合は5万円となります(別添1)。

本事業の詳細は、厚労省ホームページ(「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」で検索)に掲載されておりますが、このうち「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A(第3版)について」のP29(別添2)において、『「患者と接する」はどこまで含まれるのでしょうか。』の答えとして、

- 例えば、病棟や外来などの診療部門で患者の診療に従事したり、受付、会計等窓口対応を行う職員は通常該当します。また、診療には直接携わらないものの、医療機関内の様々な部門で患者に何らかの応対を行う職員等は医療機関における勤務実態等に応じて該当するものと考えられます。一方、対象期間中はテレワークのみによる勤務であったり、医療を提供する施設とは区分された当該法人の本部等での勤務のみであったなどの場合は該当しないと考えられます。

となっております。

これを見ますと、職種は限定されておらず、場合によっては、「都道府県から

新型コロナウイルス感染症の患者受け入れなどの役割を設定され、実際に新型コロナウイルス感染症の患者の診療にあたった医療機関」、「都道府県から新型コロナウイルス感染症の患者受け入れなどの役割を設定されたが、実際の診療は行っていない医療機関」及び「その他の病院や診療所、訪問介護ステーション、助産所など」に従事する警備員も該当する可能性があると思われます。ただし、厚労省の窓口を確認したところ、該当するか否かは、ケースバイケースであるとのことでありましたので、ご承知おきを願います。

本慰労金の給付申請の方法は、現在準備中とのことでありますが、別添 3 の P2「2 (1) 慰労金の給付申請」の部分において、「医療従事者等が勤務先医療機関等に代理受領の委任を行い、委任を受けた医療機関等が都道府県に給付申請を行うことを原則とすることを検討しています。」となっておりますので、医療機関等に従事する加盟警備業者におかれましては、医療機関等にご相談をしていただくことも一つの方策と考えられます。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、本件内容につきまして、管内各加盟員に対し、ご周知下さいますようお願い申し上げます。

なお、本件に関する問い合わせにつきましては、別添 3 の 3 ページ目に記載の「(4) 厚生労働省における電話問合せ窓口」に直接していただくよう、管内各加盟員にご案内下さい。

謹 白

# 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

## 事業目的

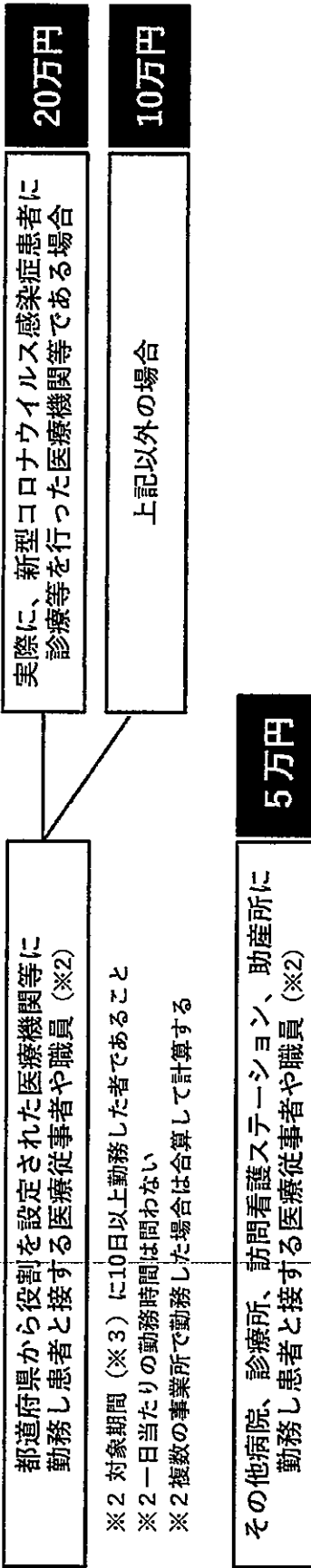
- 医療機関の医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、
- ① 感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと
  - ② 継続して提供することが必要な業務であること
  - ③ 医療機関での集団感染の発生状況から相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

## 事業内容

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等（※1）に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する（その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として5万円を給付する。）

※1 重点医療機関、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、PCR検査センター等

## (給付額)



5万円

\* 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円

(※3) 対象期間：当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日（★）のいずれが早い日（岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16）から6/30までの間

★ 新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。

事務連絡  
令和2年7月1日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室  
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A（第3版）  
について

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」（令和2年4月30日医政発0430第5号厚生労働省医政局長通知・健発0430第1号厚生労働省健康局長通知）により、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という）について通知し、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A（第2版）」（令和2年6月16日厚生労働省医政局医療経理室・健康局結核感染症課事務連絡）により、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A（第2版）」を周知したところです。

今般、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A（第3版）」を作成いたしましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A（第2版）」から追記等を行った部分には下線を付しております。

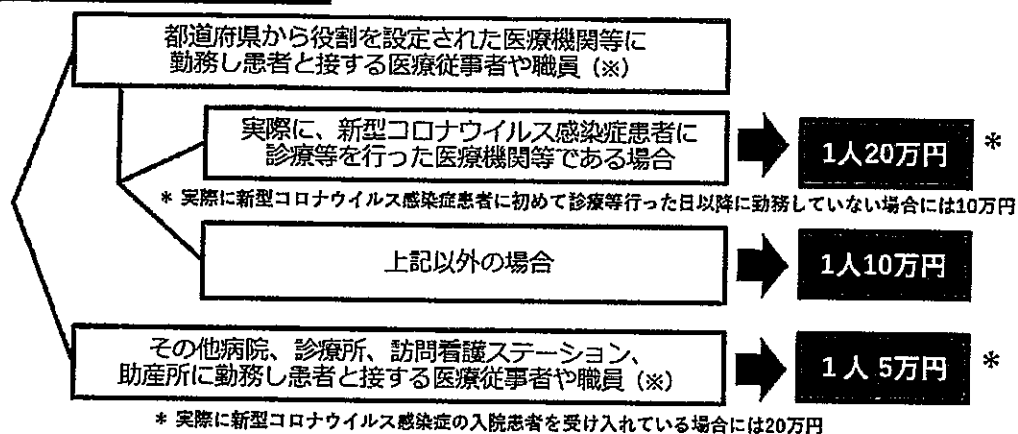
○新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

1 慰労金の額はどのようになりますか。医療機関の中で独自に対象者や額を変更されることがあるのでしょうか。

(答)

○ 給付額は以下の図のとおりとなります。対象者および給付額の考え方を医療機関で変えることはできません。

**給付対象・給付金額**



- ※ 対象期間（当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日（新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。）のいずれか早い日（岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16）から6/30までの間）に10日以上勤務した者が対象となります。
- ※ 一日当たりの勤務時間は問いませんが、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。
- ※ 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算します。

2 「患者と接する」はどこまで含まれるのでしょうか。

(答)

- 慰労金の趣旨に照らし、患者と接する業務に従事する医療従事者や職員を慰労金の対象としています。
- 例えば、病棟や外来などの診療部門で患者の診療に従事したり、受付、会計等窓口対応を行う職員は通常該当します。また、診療には直接携わらないものの、医療機関内の様々な部門で患者に何らかの対応を行う職員等は医療機関における勤務実態等に応じて該当するものと考えられます。一方、対象期間中はテレワークのみによる勤務であったり、医療を提供する施設とは区分された当該法人の本部等での勤務のみであったなどの場合は該当しないと考えられます。
- なお、まず各医療機関等において勤務内容によって判断いただき、都道府県に申請いただくことになります。

事務連絡  
令和2年6月16日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室  
医政局医事課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）のうち  
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の実施について

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和2年6月16日医政発第1号・健発第5号・薬生発第2号厚生労働省医政局長・健康局長・医薬・生活衛生局長連名通知）により、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）を改めたところです。実施要綱3（17）新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業について、医療従事者や職員（以下「医療従事者等」という。当該医療機関等が雇用する医療従事者等のほか、派遣職員である医療従事者等及び委託事業者に雇用される医療従事者等を含む。）に対して慰労金を円滑かつ迅速に給付できるよう、国において関係者と調整を行っているところですが、各都道府県においても準備を進められるよう、現時点での取扱いの方針を下記のとおりお伝えしますので、御了知の上、事業の実施に向け準備方お願いいたします。

なお、今後、詳細な給付に係る事務フロー等について、内容が決まり次第改めて連絡します。

記

1 国への交付申請について

各都道府県から国への新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付申請に当たっては、実施要綱にしたがい、各都道府県において、医療従事者等の数を踏まえ所要額を見込んでいただく必要があります。各都道府県の統計上の医療従事者数（医師・歯科医師・薬剤師統計等）から参考値を算出しましたので、これも参考としながら所要額を見込んでいただきますよう、お願いいたします。

また、各都道府県の給付に係る事務費について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により交付することを検討しており、内容が決まり次第改めて連絡します。

なお、各都道府県において交付額では慰労金の給付に不足する場合には、追加での交付決定等も検討します。

(参考) 平成 30 年医師・歯科医師・薬剤師統計等の医療従事者数で予算額を按分した参考値

(単位：億円)

都道府県	参考値	都道府県	参考値	都道府県	参考値	都道府県	参考値
北海道	146	東京都	304	滋賀県	32	香川県	27
青森県	29	神奈川県	169	京都府	69	愛媛県	38
岩手県	31	新潟県	52	大阪府	206	高知県	24
宮城県	49	富山県	29	兵庫県	129	福岡県	146
秋田県	25	石川県	33	奈良県	31	佐賀県	25
山形県	27	福井県	20	和歌山県	26	長崎県	41
福島県	40	山梨県	19	鳥取県	17	熊本県	53
茨城県	53	長野県	51	島根県	20	大分県	33
栃木県	40	岐阜県	41	岡山県	56	宮崎県	31
群馬県	44	静岡県	77	広島県	73	鹿児島県	50
埼玉県	122	愛知県	149	山口県	39	沖縄県	35
千葉県	111	三重県	39	徳島県	22		

※上記金額は単純に予算額を按分したものです。実際の慰労金の給付額は、実施要綱 3 (17) エ (ウ) の役割を設定された医療機関等の状況等により変わります。

## 2 慰労金の給付方法等について

詳細が決まり次第改めて連絡しますが、以下の手順を検討しておりますので、医療機関等への依頼等の準備をよろしくお願いいたします。

### (1) 慰労金の給付申請

医療従事者等が勤務先医療機関等に代理受領の委任を行い、委任を受けた医療機関等が都道府県に給付申請を行うことを原則とすることを検討しています。医療機関等を退職している者について、医療機関等で把握できない場合は、迅速な給付を行う観点から、直接、当該者が都道府県に給付申請を行う方法を検討しています。

また、国立・公立で予算措置等の関係から代理受領が行えない医療機関等については、当該医療機関等が医療従事者等を取りまとめて給付申請を行うことを検討していますが、医療従事者等への給付の方法は、内容が決まり次第改めて連絡します。

※ 退職者からの給付申請は、当該退職者が勤務していた医療機関等から勤務期間の証明を取得し、添付してもらうことを検討しています。

※ 今回の慰労金は、所得税法の特例規定に基づき、非課税所得に該当します。また、令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律に基づき、受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが禁止され、支給を受けた金銭についても、差し押さえることが禁止されています。

### (2) 慰労金の申請受付・支給事務等

慰労金の給付について迅速かつ簡易な仕組みにより行えるよう、代理受領分の申請受付、支給事務等は、都道府県が外部機関に委託する方法を検討しています。代理受領分以外は、都道府県に給付事務を行っていただくことを検討していますが、各都道府県の給付に係る事務費について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により交付することを検討しており、内容が決まり次第改めて連絡します。

### (3) 医療機関等への周知

医療機関等への周知について、6月下旬以降に政府広報のテレビCMの放映を検討しています。医療機関等向けのリーフレット（各都道府県の照会先等を追記できるような媒体を都道府県へ配布）、医療機関等向けのQ&Aの作成等を検討しています。各都道府県におかれましても、医療機関等への周知にご協力をお願いいたします。

また、医療機関等に対して、慰労金の給付対象者の整理を進めていただくよう、周知をお願いします。

### (4) 厚生労働省における電話問合せ窓口の設置

厚生労働省内に問合せ窓口を、当面の間、以下のとおり設置します。慰労金等に関して、医療機関等からの制度等の照会に対応する問合せ窓口になります。なお、各都道府県における申請受付や個別の給付決定等に関しては、各都道府県への問合せとなることが想定されますので、その際にご対応いただきますようお願いいたします。

厚生労働省代表 03-5253-1111 内線 2655、2656、2658  
電話受付 平日 9:30～18:00